



No.11

青切符や自転車事故：万が一に備えた準備を

今年の4月、自転車にも青切符が導入されました。この機会に、自転車事故を起こした際にかかるお金と、いざというときの備えについて考えてみませんか？



Illustration_Keiko Katsuyama

教えてくれたのは……

氏家祥美 さん

うじいえよしみ／FP事務所ハートマナー代表。遊びゴコロあるライフプランを共につくるファイナンシャルプランナー・キャリアコンサルタント。「お金・いきがい・つながり・健康」のバランスが取れた100年人生をサポートする。金融リテラシーの普及にも努める。



1. 自転車にも導入された青切符について知っておこう

2026年4月から、自転車にも「交通反則通告制度」（いわゆる「青切符」）が適用されています。これまで自転車の交通ルール違反に対しては、即座に刑事罰の対象となる「赤切符」か、法的拘束力のない「指導警告」しかありませんでしたが、今回の改正では自動車の交通ルール違反と同様に、反則金を支払えば前科を免れる「青切符」が導入されました。

青切符の対象は16歳以上で、信号無視、ながらスマホ、右側通行、傘差し運転、周囲の音が聞こえない状態でのイヤホン運転などが対象です。違反者には、警察官から「青切符」と反則金納付用の「納付書」が公布され、取り締まり（告知）を受けた翌日から原則7日以内に、金融機関から反則金を仮納付しなければいけません。仮納付に間に合わなければ、交通反則通告センターに出頭して反則金を納付します。期日までに支払いを済ませると前科が付くリスクはありませんが、期日までに納付しないと行政手

2. 自転車事故を起こしたら賠償額や補償はどうなる？

警察庁によると、過去5年間の自転車事故の件数は約7万件でほぼ横ばいに推移しています。このうち、対自動車事故の割合は少しずつ減少傾向にありますが、対歩行者事故の割合は近年増加傾向にあります。

自転車であっても、ときには死傷者を出す大事故につながります。事故を起こすと、法律上の責任を負い、相手方に対する賠償責任が発生します。賠償額は、被害者のけがの程度や後遺障害の有無、自己の過失割合などで変わります。事故がなければ本来得られるはずだった逸失利益、後遺障害の慰謝料、将来の介護費用などが重なる、個人では払い切れないような高額に達することもあります。過去の裁判事例を見ると、子どもが起

きた自転車事故に対して9000万円以上の賠償金の支払い命令が出たケースが複数存在します。子どもに支払い能力がない場合、監督者である親が支払うことになる

ります。このほか、自転車事故では運転者本人がけがや後遺障害を負う可能性もあります。万が一を考えて入院などの補償に対する経済的な備えもしておきたいものです。

【自転車保険と個人賠償責任保険】

比較項目	自転車保険	個人賠償責任保険（特約など）
主な補償内容	相手方への賠償＋自分のけが	相手方への賠償のみ（原則）
補償の範囲	加入者本人（家族プランなどもあり）	家族全員が対象（同居親族・別居の未婚子）
加入方法	インターネット、コンビニ、自転車販売店などで加入	自動車保険や火災保険等の特約クレジットカードの付帯保険
月額費用の目安	300円～600円程度	100円～300円程度
示談交渉サービス	付帯していることが多い	補償内容による

※著者調べ

すでに自身の医療保険や生命保険だけが治療費がカバーできているのであれば、特約などの「個人賠償責任保険」で相手方への補償を確保することが、コストを抑えつつ補償の重複を防ぐ効率的な選択といえるでしょう。

自転車事故による高額賠償に備え、自治体による保険加入の義務化が進んでいます。2024年4月現在、44都道府県が条例で加入（努力義務含む）を定め、罰則こそないものの、その社会的責任は極めて重くなっています。※2参照：国土交通省「自転車損害賠償責任保険等への加入促進について」

備える方法には、大きく分けて二つの選択肢があります。一つ目は、専用の「自転車保険」への加入です。相手への賠償と自身のけがへの補償がセットになっており、月額数百円程度からネットやコンビニ、自転車販売店

などで手軽に加入できます。二つ目は、「個人賠償責任保険」の活用です。これは日常生活全般の賠償事故をカバーするもので、自動車保険や火災保険の特約、クレジットカードの付帯保険として用意されています。最大の特徴は、家族ひとりの加入で全員が補償対象となる点です。